

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年 2月20日(火) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 17名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優						
副会長	2 番	岩倉 節夫						
委 員			4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義		
			7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永		
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉		
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄		
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士		
	18 番	秦 守	19 番	高橋 豊文				

欠席委員 2名

欠席者	3 番	栗田 美博	6 番	赤股 誠司
-----	-----	-------	-----	-------

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広			
職 員	佐野 崇	岡本 尚士	宇賀 順子	

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第6号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、2 月の定例会を開会します。
本日、 3 番 栗田委員さん
6 番 赤股委員さん
より欠席の届出がありますので御報告します。
出席委員は 19 名中 17 名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、11 番 鈴木勉委員さん、
12 番 臼杵委員さん よろしくお願ひします。
本日の議案につきましては、議案第 1 号から議案第 5 号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 3 件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請書審議の件を議題とします。
今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、14 番は松浦委員、18 番は近藤委員に御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3 条 説明)
(3 条申請)

【番号 1】 所有権移転(贈与) 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 生前一括贈与 ■譲受人事由 生前一括贈与
■申請地 造田字 番 1 田 1300 m² 1 筆 地籍合計 1300 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1300 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和 6 年 1 月 5 日
■現地調査実施日
令和 6 年 2 月 6 日
■営農計画書(様式第 3 号)
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 180 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 2】 所有権移転(売買) 2 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 造田字 番 1 田 1392 m²他 2 筆 地籍合計 3016 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 11974 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和 6 年 1 月 26 日

■現地調査実施日
令和6年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 川東字 番1 畑 664 m² 1 筆 地籍合計 664 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8595 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年5月19日
■現地調査実施日
令和6年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
青ネギを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 6 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 炭所東字 番6 畑 496 m²他 6 筆 地籍合計 3969 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 9643 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.4 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年1月31日
■現地調査実施日
令和6年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
果樹を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 190 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 兼業・高齢化による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 炭所西字 番1 田 558 m² 1 筆 地籍合計 558 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 10373 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.05 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年1月17日
■現地調査実施日
令和6年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
米を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（贈与） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 長尾字 番 田 873 m² 1 筆 地籍合計 873 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 11777 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.4 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
平成30年4月11日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■現地調査実施日
令和6年2月6日
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 自作地相互の交換 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 吉野字 番 1 田 26 m² 1 筆 地籍合計 26 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 7330 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年1月29日
■現地調査実施日
令和6年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 160 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 8】 自作地相互の交換 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番 3 田 63 m² 1 筆 地籍合計 63 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2219 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 6 年 1 月 29 日
■現地調査実施日
令和 6 年 2 月 6 日
■営農計画書（様式第 3 号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 9】 自作地相互の交換 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番 3 田 63 m² 1 筆 地籍合計 63 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8616 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 6 年 1 月 29 日
■現地調査実施日
令和 6 年 2 月 6 日
■営農計画書（様式第 3 号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 160 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 10】 自作地相互の交換 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番 4 田 48 m² 1 筆 地籍合計 48 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6858 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 6 年 1 月 29 日
■現地調査実施日
令和 6 年 2 月 6 日
■営農計画書（様式第 3 号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 300 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 11】 自作地相互の交換 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番 3 田 48 m² 1 筆 地籍合計 48 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 22613 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 6 年 1 月 29 日
■現地調査実施日
令和 6 年 2 月 6 日
■営農計画書（様式第 3 号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 300 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 12】 自作地相互の交換 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番 8 田 36 m² 1 筆 地籍合計 36 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8589 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 6 年 1 月 29 日
■現地調査実施日
令和 6 年 2 月 6 日
■営農計画書（様式第 3 号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 160 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 13】 自作地相互の交換 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番 田 36 m² 1 筆 地籍合計 36 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 11938 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 6 年 1 月 29 日
■現地調査実施日
令和 6 年 2 月 6 日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 160 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 15】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 真野字 [] 番 田 1308 m² 1 筆 地籍合計 1308 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 7650 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 6 年 1 月 30 日

■現地調査実施日

令和 6 年 2 月 6 日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 16】 所有権移転（贈与） 5 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 生前一括贈与 ■譲受人事由 生前一括贈与

■申請地 吉野下字 [] 番 1 田 610 m²他 5 筆 地籍合計 2714 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 10345 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 6 年 1 月 30 日

■現地調査実施日

令和 6 年 2 月 6 日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 235 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 17】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 耕作不便、低生産地のため ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 吉野下字 [] 番 田 105 m² 1 筆 地籍合計 105 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1336 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年1月17日
■現地調査実施日
令和6年2月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号1と2の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 3条-1、2)
番号1でございますが、2月18日に現地確認を行いました。■さんと酒巻さんは親子で、■さんは現在、施設に入所しているため■さんにお話をお伺い致しました。20年ほど前にお父さんが亡くなられてからは、■さんご夫婦が■から通って農業を手伝っておりましたが、■さんが施設に入所してからは、■さんご夫婦だけで農業を行っているとのことでした。本件につきましては、全く問題はないと思います。ご審議よろしくお願い致します。
番号2でございますが、2月17日に現地確認を行い、■さんに話をお伺いいたしました。現在、■さんは農業機械をほとんど持っておらず、草刈り等の管理だけ行っているとのことでした。今後機械を購入して農業する予定がないため、買手を探していたところ隣接農地を所有している■さんと話がまとまり、今回の申請に至ったとのことでした。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員，山口委員さん，よろしくお願いします。

山口委員 (補足説明 3条-3)
18日に譲受人の■さんとお会いしまして話をお聞きしました。現在は建設資材を置いているので3月31日までには撤去するというので、この後野菜を作ると話をお聞きしています。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号4の担当委員，三原委員さん，よろしくお願いします。

三原委員 (補足説明 3条-4)
2月18日に■さんとお会いしてお話をお聞きしました。■さんとは連絡がつかなかったのですが、■さんの親が住んでいた場所です。夏にパトロールした時は草がすごかったのですが、今回見に行ったら草は刈ってありました。ある程度の整備はできておりました。果樹園としてやっていくそうで、ブルーベリーとか栗などを作っていきたいということです。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号5の担当委員，黒木委員さん，よろしくお願いします。

- 黒木委員 (補足説明 3条-5)
先日18日に■■■さんとお会いして話の内容を確認致しました。この案件は3年ほど前の案件で諸事情により申請に至らなかったということで、内容的にはほとんど変わっておりません。その時には、色々不備があったようですが、今回は解消したということです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号6の担当委員、鈴木多計士委員さん、よろしくお願い致します。
- 鈴木委員 (補足説明 3条-6)
2月16日に現地を確認し、同日に■■■さんと面談しました。■■■さんは町外でありますので電話で申請内容を確認致しました。■■■さんに聞きますと、この土地は5年前に基盤整備が終わりまして、今は広くなっております。元々は■■■さんの土地を■■■さんが管理していたそうです。■■■さんとしては町外で管理が出来ないので■■■さんに贈与というお話があったということです。以上でございます。よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号7から13の担当委員、高橋委員さん、よろしくお願い致します。
- 高橋委員 (補足説明 3条-7～13)
17日に現地確認を行いました。■■■さん、■■■さん、■■■さんの3名とお会いし話をお伺い致しました。田んぼがいびつで、畦畔が曲がっているのを直すので、この案件が出てきております。これを施行したのが20数年前ということで、代が代わるので、この期に■■■さんが主体になって登記をするということです。別に問題点はないと思いますので、よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号15の担当委員、松浦委員さん、よろしくお願い致します。
- 松浦委員 (補足説明 3条-15)
1月14日に■■■さんより永小作の土地、■■■さん、■■■が契約を解除したいと話があり、1月下旬に■■■さん、■■■さん、■■■の3人が■■■さん宅で話し合いをし、■■■さんは農地はいらないということで、売買の話がまとまりました。2月15日現地確認をし、■■■さんの土地も確認しました。■■■さんが作付する土地は、■■■さんの家の前の土地でこれからも■■■さんは稲作を作付けするということです。以上です。よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号16と17は私が説明いたします。
- 中浦委員 (補足説明 3条-16、17)
番号16ですが、祖父から孫への生前一括贈与の件ですが、詳細につきましては事務局の説明通りです。
番号17の■■■さんと■■■さんの件ですが、16日現場確認を致しました。この田んぼは、■■■さんに隣接しているところで双方の話し合いが出来て、今回の運びとなりました。審議の程、よろしくお願い致します。
- 会 長 担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- 会 長 岩倉副会長、どうぞ。

- 岩倉委員 番号7から13の件ですが、地籍調査をしてからこうなってるのが分かり今回の申請になったのですか。
- 高橋委員 15年ほど前の地籍調査の時には既に畦畔が現状のとおりになっており、公図と現状が違っているのを正すために自作地相互の交換という今回の申請になったものです。
- 岩倉委員 それは良いことですね。
- 会 長 他に質疑等ありませんか。
(質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第1号の議事参与以外の案件について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第1号の議事参与以外の案件について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、14番を審議しますので、松浦委員さん、ご退席をお願いします。
(松浦委員 退席)
- 会 長 それでは、14番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局(佐野) (3条14番 説明)
【番号14】 所有権移転(売買) 1筆
■譲渡人 [REDACTED] **■譲受人** [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 **■譲受人事由** 経営規模拡大
■申請地 真野字[REDACTED]番 田 1279 m² 1筆 地籍合計 1279 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 18082 m²
■自宅から申請地までの通作距離 1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和6年1月30日
■現地調査実施日
令和6年2月6日
■営農計画書(様式第3号)
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。
- 会 長 続きまして、14番の補足説明は私が行います。
- 中浦委員 (補足説明3条-14)
去る15日、松浦委員さんと現地確認を行いました。これは永小作の解消で、[REDACTED]さんとしては労働力不足、松浦さんとしては経営規模の拡大で双方の思惑が一致しましたので、今回の運びとなりました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 補足説明は以上になります。議案第 1 号の 14 番につきまして、皆さん、質疑等
ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。 議案第 1 号の 14 番について、
原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 1 号の 14 番について、原案のとおり許可する
ことに決定しました。それでは、松浦委員さんに入室をしていただきます。
(松浦委員 入室)

会 長 続きまして、18 番を審議しますので、近藤委員さん、ご退席をお願いします。
(近藤委員 退席)

会 長 それでは、18 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3 条の 18 番 説明)【番号 18】 所有権移転(売買) 2 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 東高篠字 番 2 田 203 m²他 2 筆 地籍合計 1233 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6006 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.3km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和 6 年 1 月 12 日
■現地調査実施日
令和 6 年 2 月 6 日
■営農計画書(様式第 3 号)
水稻・麦を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 250 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 続きまして、18 番の補足説明をお願いします。

事務局 (補足説明 3 条-18)
本日欠席の赤股委員から 2 月 15 日連絡がありまして、2 月 14 日現地確認等を行
い、特に問題はないとの報告を受けております。

会 長 補足説明は以上になります。議案第 1 号の 18 番につきまして、皆さん、質疑等
ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。 議案第 1 号の 18 番につ
いて、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 1 号の 18 番について、原案のとおり許可することに決定しました。それでは、近藤委員さんに入室をしていただきます。
(近藤委員 入室)
- 会 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (4 条 説明)
(4 条申請)
番号 1 (営農型発電設備)【一時転用】
*申請地：中通字■■■■番■■ 地目：畑 面積：931 m²

*農地区分：農用区域内農地（農振除外は一時転用のため不要）
～役場琴南支所より南東側約 1.7 km に位置する農地
*申請目的：営農型太陽光発電施設
(3 年毎の一時転用申請及び毎年 2 月までに状況報告書を
知事に提出すること)
～申請者が、収益の向上と安定を図るために営農型発電設備を設置して、
下部の農地でしきみを栽培する計画をたてて令和 3 年 1 月 18 日に一
時転用の許可を受けており、許可後 3 年間たっていることから、引き
続き今回の申請に至った。
*登記簿添付：申請地～ 1 筆
*被害防除計画書添付済（調整を了している）
*申請地：造成計画なし
*排水計画：雨水：自然浸透
汚水：該当なし
*資金調達計画：金融機関の残高証明書を添付
*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
*土地改良区意見書：土地改良区に属していない為、なし
*営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地におけ
る営農への影響の見込書（令和 6 年 1 月 20 日）

番号 2 (農家住宅の敷地拡張)※無断転用解消事案
*申請地：四條字■■■■番 1 地目：田 面積：108 m²
併用地：749.4 m²
*農地区分：第 2 種農地～役場本庁より南側約 330m に位置する農地
*申請目的：敷地拡張
～申請人の父が平成 17 年頃から申請地を宅地として利用しており、申
請地が農地法の手続き未了であることが判明したため、正式に法令手
続きをとり、地目を現況どおりに変更するため申請に至った。
*登記簿添付：申請地～1 筆 併用地～2 筆
*被害防除計画書添付済（調整を了している）
*申請地：盛土～整地済
擁壁～整地済
*排水計画：雨水：ため桝設置済み。北側水路へ放流。
汚水：町下水道へ接続済み。
*資金調達計画：無断転用解消事案のため、資金証明は不要

＊確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：満濃池土地改良区添付
香川用水土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付
＊無断転用に関する始末書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号1の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明4条-1)
2月17日に現地確認を行うとともに、■■■■さんにお話をお伺いいたしました。3年前にソーラーパネルを設置するために、一時転用の許可をもらっているが、更に3年間延長したいので今回申請をおこなったということです。ソーラーパネルの下にしきみを栽培しておりました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2 は私が説明します。

中浦委員 (補足説明4条-2)
去る16日、ご本人と現場確認を致しました。無断転用の解消ということです。詳細は先ほど事務局の説明通りでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (5条説明)
(5条申請)

番号1(太陽光発電事業)／【賃借権設定】

＊申請地：炭所東字■■■■番2 他10筆 地目：田
面積：15303㎡ 併用地：5780.91㎡

＊農地区分：第2種農地～町立長炭小学校より北東側約1.8kmに位置する農地

＊申請目的：太陽光発電事業

～申請者は太陽光発電事業を営む法人で、町内で2か所の発電所を保有。
事業拡大のため、自社発電所近隣で用地を探したところ、周囲が山林で荒廃農地となり管理に苦慮している所有者から同意が得られたこ

とから本申請に至った。

- * 登記簿添付：申請地～11 筆
- * 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- * 申請地：盛土～なし
擁壁～なし
- * 排水計画：雨水：自然浸透、自然流下、既存水戸より東側水路へ放流
汚水：なし
- * 資金調達計画：金融機関の残高証明書を添付
- * 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
- * 土地利用計画図添付
- * 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付
- * 排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号 2（分譲住宅）／【所有権移転】

- * 申請地：西高篠字 番 1 他 6 筆 地目：田 面積：9050 m²
併用地：717.16 m²
- * 農地区分：第 2 種農地～町立高篠小学校より南西側約 1km に位置する農地
- * 申請目的：分譲住宅
～申請者は不動産業を営む法人で、申請地区域での問い合わせが多い為、住宅用地を探しました。高齢等により、農地の管理に苦慮していた所有者から売買による所有権移転により宅地として利用することに同意が得られたことから本申請に至った。
- * 登記簿添付：申請地～7 筆 併用地～3 筆
- * 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- * 申請地：盛土～0.3m～1.2m
擁壁～コンクリート擁壁 0.68m～1.61m
- * 排水計画：雨水：最終枥を設置し排水管・側溝より東側用水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置し排水管・側溝より東側用水路へ放流
- * 資金調達計画：金融機関の融資証明書を添付
- * 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
- * 土地利用計画図添付
- * 土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区押印添付
- * 排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号 3（分譲住宅）／【所有権移転】

- * 申請地：公文字 番 他 2 筆 地目：田 面積：2127 m²
併用地：20 m²
- * 農地区分：第 2 種農地～町立高篠小学校より北西側約 600m に位置する農地
- * 申請目的：分譲住宅
～申請者は不動産業を営む法人で、申請地区域での問い合わせが多い為、住宅用地を探しました。農地の管理に苦慮していた所有者から売買による所有権移転により宅地として利用することに同意が得られたことから本申請に至った。
- * 登記簿添付：申請地～3 筆 併用地～1 筆
- * 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- * 申請地：盛土～1.25m
擁壁～コンクリート擁壁 0.5m～2.1m
- * 排水計画：雨水：ため枥を設置し北側水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置し北側水路へ放流
- * 資金調達計画：金融機関の融資証明書を添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
＊土地利用計画図添付
＊土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区押印添付
＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。
す。 番号１の担当委員、三原委員さん、よろしくお願いします。

三原委員 (補足説明 ５条-１)
２月１８日に■■■■さんと現地確認を致しました。■■■■さんとは２月１９日に電話で対応致しました。■■■■さんの息子さんが田んぼをしないと困っていたところ、■■■■さんと話をして今回の申請になったそうです。■■■■さんは、申請が出てる隣の山に太陽光をしてるそうです。事業性には問題がないと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 続きまして、番号２と３の補足説明、よろしくお願いします。

事務局(岡本) (補足説明 ５条-２、３)
番号２、３の担当の赤股委員から２月１５日連絡がありまして、２月１４日現地確認等を行いまして、特に問題はないとの報告を受けております。以上となります。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

会 長 岩倉副会長、どうぞ。

岩倉委員 宅地申請ですが、木や草を燃やしたときに、煙や臭いが出るなどの新しい住宅の方から苦情がでるのですが、後で困るのは、先に住んでいる百姓のほうなので、ここら辺は頭に入れて許可をする時に不動産屋に新参の住民から苦情が出ないように頂きたいと思います。農業委員の方々には農業を守る人間として再確認をして頂きたいと思います。

会 長 私も同様の経験があります。お互い共存していくためには意思の疎通を図っていく必要があると思っています。

秦委員 新規参入する住人が煙や騒音を理解しますといった承諾書をもらうようにしていただきたい。

事務局長 事務局が申請書を受け付ける際に不動産屋が新たに入居する側の人に同意書をもらうなどの対応をしていただくよう、窓口で対応していきたいと考えております。

会 長 他に質疑等ございませんか。

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第３号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

- 会 長 異議なしということで、議案第 3 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第 4 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (非農地証明 説明)
(非農地証明願)
- 番号 1 農業用施設（露天作業場・農機具置場）**
*申請地：中通字■■■■番 1 他 1 筆 地目：畑 面積：164 m²
*農地区分：第 2 種農地～役場琴南支所より南東側約 1.7 km に位置する農地。
*申請目的：農業用施設（露天作業場・農機具置場）
～本申請地は、自己所有の農機具倉庫に隣接しており露天作業場等として利用をしている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
*登記簿添付：申請地～2 筆
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 5) イ
耕作の事業を行う者が、その農地（2 アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合
- 番号 2 山林（荒廃）**
*申請地：川東字■■■■番 ■■■ 他 1 筆 地目：田 面積：707 m²
*農地区分：第 2 種農地～琴南公民館より北側約 1.8 km に位置する農地。
*申請目的：山林（荒廃）
～本申請地は、周囲が山林であり人手不足等から、管理ができておらず、少なくとも 30 年以上放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
*登記簿添付：申請地～2 筆
*近隣の 20 年以上未耕作証明書添付
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準
3) 20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地
- 番号 3 原野（荒廃）**
*申請地：吉野下字■■■■番 1 地目：田 面積：1302 m²
*農地区分：第 2 種農地～役場本庁より北西側約 1 km に位置する農地。
*申請目的：原野（荒廃）
～本申請地は、申請者の親が造園業の為、樹木の苗木の育て、搬出・植え付けを繰り返していました。その後に管理ができなくなり、苗木が大きく成長し農地への復旧が困難となっている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
*登記簿添付：申請地～1 筆
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準
3) 20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地
6) 利用状況調査により再生利用が困難な農地と判定された土地

番号4 堆肥舎（特に証明が必要）

*申請地：大口字■■■■番4 他1筆 地目：畑 面積：2319 m²

*農地区分：第2種農地～役場仲南支所より南側約1.8kmに位置する農地。

*申請目的：堆肥舎（特に証明が必要）

～本申請地は、平成10年に農地法第4条の許可後に堆肥舎を建築し、利用しています。地目変更登記ができていない為、転用の許可済みを確認するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～2筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

7) 1)から6)に掲げるものを除くほか、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可を得る必要がない案件で、特に証明を必要とする土地

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1と2の担当委員、雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 非-1、2)
まず番号1でございますが、2月17日に現地確認を行い■■■■さんに話をお伺い致しました。申請地の2筆の間には倉庫が建っており、申請地は20年ぐらい前から倉庫と共に作業場や農機具置き場として使用してるとのことでした。詳細は事務局の説明通りです。
次に番号2でございますが、2月18日に現地確認を行いました。申請地は、30年ぐらいと思われるスギ、ヒノキ、雑木が茂っており、農地の復旧は困難であると思われます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3 は私が説明します。

中浦委員 (補足説明 非-3)
去る15日、隣接農地があります高鳥推進委員と現地確認を致しました。本人とは電話でお話を致しました。詳細は事務局の説明通りです。ご審議よろしく、お願い致します。

会 長 続きまして、番号4の担当委員、岩倉副会長、よろしくお願いします。

岩倉委員 (補足説明 非-4)
現地確認を致しまして、ご本人と電話で話しました。父親と一緒に住んでいて、父親が転用していると思い込んでいたようで、再度転用というわけにはいけないので、非農地で申請ということです。後は、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

会 長 鈴木委員さん、どうぞ。

鈴木委員 非農地について番号3ですが、この荒廃地というのはどういう形の農地ですか。番号1でしたら、農業用施設でしたら宅地、番号2は山林、番号4は堆肥舎ですから宅地、荒廃地でしたら何になるのですか。

事務局(岡本) 荒廃地という地目はないのですが、最終的には現地を見た法務局の判断にな

るのですが、原野もしくは雑種地になるのではないかと思います。

鈴木委員 分かりました。

会 長 他に質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 4 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 4 号について、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 5 号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (利用権設定 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 5 号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の 1 番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 1 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 1 番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の 2 番、経営改善計画認定申請書の審査についての件を議

題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(壽野) (認定農業者 説明)

会 長 事務局の説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の3番、農用地利用計画の変更についての件を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局(伊勢谷) (農用地利用計画の変更について 説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の3番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の3番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 (来月日時等説明)

3月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請	3月 5日(火)	締め切り
定例会	3月21日(木)	午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。